

別表（第6条関係）

広青苑短期入所生活介護事業所 利用料金表

ご利用者の方は、介護保険法に基づいた下記の項目に該当する料金に、利用日数を乗じた額をご利用する度にお支払いください。

1. 介護給付サービスによる料金 ①令和 6年 4月 1日より改定

サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度によって異なります。

(1日あたりの金額：単位円)

併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）					
要介護度区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担割合 (1割)	603	672	745	815	884
自己負担割合 (2割)	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768

※連続して61日以上利用されたときの新料金

併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）					
要介護度区分	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担割合 (1割)	573	642	715	785	854
自己負担割合 (2割)	1,146	1,284	1,430	1,570	1,708

2. サービス提供体制強化加算

サービスを提供する介護員のうち、「介護福祉士」を60%以上配置して、質の高いケアを提供しておりますので、下記の金額を加算してお支払いください。

(1日あたりの金額：単位円)

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	自己負担割合（1割）	22
	自己負担割合（2割）	44

3. 看護体制加算

特別養護老人ホームとの併設の利点を活かしながら、手厚く看護職員を配置し、夜間の連絡体制も確保しておりますので、下記の金額を加算してお支払ください。

(1日あたりの金額: 単位円)

看護体制加算 (Ⅲ) イ	自己負担割合 (1割)	1 2
	自己負担割合 (2割)	2 4
看護体制加算 (Ⅳ) イ	自己負担割合 (1割)	2 3
	自己負担割合 (2割)	4 6

4. 夜勤職員配置加算

夜勤時間帯 (17時から9時) に職員を手厚く配置しておりますので、下記の金額を加算してお支払ください。

(1日あたりの金額: 単位円)

夜勤職員配置加算 (Ⅲ)	自己負担割合 (1割)	1 5
	自己負担割合 (2割)	3 0

5. その他の介護給付サービスの加算 ※該当する場合のみ

(1) 送迎加算

入退所時に施設で送迎したときには、下記の金額を加算してお支払ください。

(1回あたりの金額: 単位円)

送迎加算 (片道につき)	自己負担割合 (1割)	1 8 4
	自己負担割合 (2割)	3 6 8

※介護職員処遇改善加算 ※令和 6年 5月31日まで

6月 1日以降は「**介護職員等処遇改善加算**」に一本化

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～5の該当する料金の合計額に、下記の金額をさらに加算してお支払いください。

介護職員処遇改善加算 (I)	上記1～5の該当する料金と加算の合計額× 83/1,000に相当する額：単位円
----------------	--

※介護職員等特定処遇改善加算 ※令和 6年 5月31日まで

6月 1日以降は「**介護職員等処遇改善加算**」に一本化

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～5の該当する料金の合計額に、下記の金額をさらに加算してお支払いください。

介護職員処遇改善加算 (I)	上記1～6の該当する料金と加算の合計額× 27/1,000に相当する額：単位円
----------------	--

※介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和 6年 5月31日まで

6月 1日以降は「**介護職員等処遇改善加算**」に一本化

法に定める介護職員のベースアップを行っておりますので、上記1～5の該当する料金の合計額に、下記の金額をさらに加算してお支払いください。

介護職員等ベースアップ等支援加算	上記1～6の該当する料金と加算の合計額× 16/1,000に相当する額：単位円
------------------	--

6. 介護職員等処遇改善加算 (新) ②令和 6年 6月 1日より新加算

法に定める介護職員の処遇改善を行っておりますので、上記1～5の該当する料金の合計額に、下記の金額をさらに加算してお支払いください。

介護職員等処遇改善加算 (I)	上記1～5の該当する料金と加算の合計額× 140/1,000に相当する額：単位円
-----------------	---

7. 長期利用者に対する減算

連続して30日を超えて60日まで、同一の指定短期入所生活介護事業所を利用している利用者に対して、所定単位数から下記の金額が減算となります。

(1日あたりの金額：単位円)

長期利用者に対する減算	自己負担割合 (1割)	▲30
	自己負担割合 (2割)	▲60

8. 介護給付の対象とならないサービスの料金

(1) 食費

食事の提供に要する費用は、入居者の所得によって異なります。

下記の表により、所得段階に応じた自己負担額をお支払いください。

※「介護保険負担限度額認定証」で確認できます。

・ 3食（朝食＋昼食＋夕食）のとき

（1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	食費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
食材料費・調理費相当分	1,445	300	600	1,000	1,300

・ 2食のとき

（1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	食費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
朝食＋昼食 食材料費・調理費相当分	975	300	390	975	975
昼食＋夕食 食材料費・調理費相当分	1,050	300	600	1,000	1,050

・ 1食のみのとき

（1日あたりの金額：単位円）

所得段階	基準額	食費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
朝食のみ 食材料費・調理費相当分	395	300	395	395	395
昼食のみ 食材料費・調理費相当分	580	300	580	580	580
夕食のみ 食材料費・調理費相当分	470	300	470	470	470

(2) 滞在費 ③令和 6年 8月 1日より改定

滞在中に要する費用は、ご利用者の所得によって異なります。

下記の表により、所得段階に応じた自己負担額をお支払ください。

※「介護保険負担限度額認定証」で確認できます。

(1日あたりの金額：単位円)

※令和 6年 7月31日まで

所得段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
1日あたりの金額 ：単位円	855	0	370	370	370

③令和 6年 8月 1日より

所得 段階	基準額	居住費に係わる負担限度額の減額認定による額			
	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②
1日あたりの金額 ：単位円	915	0	430	430	430

(3) 金銭管理費 ※該当する場合のみ

医療費、理美容代の支払いや、衣類、消耗品購入などに、お預かりしている現金の出納管理「預り金の出納管理に係わる費用」として、下記の金額をお支払ください。

(1日あたりの金額：単位円)

金銭管理費：預り金の出納管理に係わる費用	30
----------------------	----

短期入所・ロング 1ヶ月（31日）あたりの料金表（1割負担）

※金額はあくまで目安です。実際の料金は、利用日数、該当した加算等で変わることがあります。

介護度	所得段階	サービス費計 加算含む	介護職員等処遇改善加算	食費 (3食)	滞在費 (多床室)	実費分 (介護分)	合計
3	2	23,610	3,305	19,445	13,815	8,970	69,145
	3-①	23,610	3,305	31,445	13,815	8,970	81,145
	3-②	23,610	3,305	40,445	13,815	8,970	90,145
	4	23,610	3,305	44,795	28,365	8,970	109,045
4	2	25,710	3,599	19,445	13,815	9,770	72,339
	3-①	25,710	3,599	31,445	13,815	9,770	84,339
	3-②	25,710	3,599	40,445	13,815	9,770	93,339
	4	25,710	3,599	44,795	28,365	9,770	112,239
5	2	27,780	3,889	19,445	13,815	10,560	75,489
	3-①	27,780	3,889	31,445	13,815	10,560	87,489
	3-②	27,780	3,889	40,445	13,815	10,560	96,489
	4	27,780	3,889	44,795	28,365	10,560	115,389

以上